令和７年４月１日

東京都立青峰学園いじめ防止基本方針

１　いじめ問題への基本的な考え方

（１）いじめは、いじめられた児童・生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

（２）全ての児童・生徒がいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

（３）日頃から児童・生徒が発する危険信号を見逃さないよう、日ごろから生徒が悩みを相談できる環境づくりに努める。

（４）学校、家庭、地域住民その他関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期解消にあたる。

２ 学校及び教職員の責務

教職員は、いじめの対応に関して、学校における最重要課題の一つであるととらえ、全力で問題の克服に取り組まなければならない。さらに、家庭・地域・関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進する。

３　いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

ア　設置の目的

いじめは、全ての学校の児童・生徒等に関する問題であるという認識に基づき、児童・生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生起した場合には、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

イ　所掌事項

（ア）いじめの未然防止の体制整備及び取り組

（イ）いじめの状況把握及び分析

（ウ）いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対する相談及び支援

（エ）いじめを行った児童・生徒及び保護者に対する指導、助言

（オ）スクールサポーター、地域自治会との連携

（カ）その他いじめの防止に係ること

ウ　会議

原則として、年間２回開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により「緊急いじめ対策委員会」を開催し、組織的で迅速な対応をする。

エ　委員構成

委員会は、校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、進路指導主任、生活指導主任、学科・学部主任、養護教諭等の他、校長が指名する職員によって構成する。校長の判断により必要に応じてスクールサポーター、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者、地域自治会の会長・顧問を参加させることができる。

（２）学校サポートチーム

ア　設置の目的

児童・生徒の指導に係る諸問題等のうち、学校単独での対応が困難な問題等に適切に対応するため、保護者、地域住民、関係機関等が協力し、早期解決に向けた具体的な支援策の検討、実施及び適切な対応を図るためのサポートチームに関し、必要な事項を定めるものとする。

イ　所掌事項

（ア）生活指導に関わる情報交換に関すること。

（イ）生活指導上の問題等の解決に向けての当該児童又は生徒及び保護者への支援策の協議及び実施に関すること。

（ウ）生活指導支援の進捗状況の報告及び成果と課題に対する協議に関すること。その他学校長が必要と認める事項。

ウ　会議

原則として年２回。また、必要に応じて適宜開催するものとする。

エ　委員構成

校長、副校長、経営企画室長、教務主任、進路指導主任、生活指導主任、学科・学部主任、その他、校長が指名する職員。また、スクールサポーター、地域自治会の会長・顧問等、校長の判断により必要に応じて、参加を要請する。

※個別の事例に応じ、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者、司法書士、医師、スクールカウンセラー等の専門家に助言・協力を受けるものとする。

４　段階に応じた具体的な取組

（１）　未然防止のための取組

ア　学級担任による問題を抱えた児童・生徒への積極的な働きかけ、学校サポートチームの設置、いじめに関する研修の実施。

イ　いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしない、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童・生徒一人一人に徹底する。

（２）　早期発見のための取組

ア　日頃の児童・生徒のささいな変化や気になる行動に関して、全教職員で情報を共有化し、組織的に見守り・支援をする。

イ　いじめアンケートや個人面談を行い、児童・生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ　過去にいじめ被害にあった児童・生徒に対し、継続的な見守りを行う。

エ　日頃より、話を聞く教員と指導する教員の役割分担を明確化することにより、児童・生徒が相談しやすい環境を整える。

オ　本人と保護者へ相談機関の紹介をする。

（３）　早期対応のための取組

ア　いじめの発見・通報を受けたら「学校いじめ対策委員会」を中心に「いじめは人間として絶対に許されない」ということを念頭に、組織的に対応する。

イ　「被害児童・生徒を守り通す」という姿勢で対応する。

ウ　被害児童・生徒の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア、加害児童・生徒に対する組織的・継続的な観察・指導、さらに、いじめを伝えた子供の安全確保を行う。

エ　「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じてスクールサポーターと連携して行う。

（４）　重大事態への対処

ア　重大事態が生じた場合は、速やかに所管教育委員会への報告と連携、児童相談所等の福祉機関や医療機関と連携し対応する。また、必要に応じて、東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」を活用する。

イ　被害児童・生徒に対する複数教員による保護、スクールカウンセラーによるケアを行う。また、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケアを行う。

ウ　加害児童・生徒に対しては、別室での学習の実施、警察への相談・通報等、必要に応じた対応を行う。また、加害児童・生徒とその保護者に対するケアも行う。

エ　いじめ対策緊急保護者会を開催し、保護者、地域と連携して対応する。

オ　学校が事実に関する調査を実施する場合は「学校いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係機関との連携を図る。（いじめ防止対策推進法に基づく対応　法第２８条に基づく調査、法第３０条に基づく再調査）

カ　調査結果については、被害児童・生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5　教職員研修

いじめ問題の理解と対応について教職員研修を実施する。

6　保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

（１）保護者が学校に気軽に相談できる関係づくり。

（２）保護者会等を利用して、児童・生徒とのトラブルの実態を伝え、外部機関と連携して行うセーフティ教室や、学習会等への参加の呼びかけを行う。

7　地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

（１）青梅警察と連携し、セーフティ教室等を利用して具体的ないじめの事例を示したうえで、いじめは、絶対に許されるものではないということと、犯罪であるということを伝える。

（２）青梅警察と連携を図り、学校外での児童・生徒の見守りを行う。

8　学校評価及び基本方針改善のための計画

（１）学校評価を利用して、生徒が教員に悩み事を相談できる環境にあるか検証する。

（２）検証結果を基に、改善すべき点があれば、「青峰学園いじめ対策委員会」を開催し改善案を検討して、決定した改善案を全教職員に徹底させる。